



▲解体された家屋の廃材が搬入されている災害ごみ一時保管所（岩出山地域）

## 【対象となる家屋】

次の①～④に該当するもので全部解体する家屋が対象です。

- ① 災証明書で「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けた個人、中小企業者が所有する住宅（併用住宅を含む）、分譲マンション、アパートおよび貸家
- ② 災証明書で「半壊」の判定を受けた個人の住宅（併用住宅を含む）のうち、修繕では危険を回避することができないと市が認める場合※1
- ③ 個人、中小企業者等（個人で経営する商店や農業者も含む）などが所有する店舗、事務所、工場、倉庫業の倉庫、作業場、畜舎のうち、「全壊」、「大規模半壊」に相当する主たる家屋

※建物（店舗、事務所など）の「全壊」「大規模半壊」の程度は「り災証明」の基準により環境保全課で調査します。

④個人が所有する空き家  
環境保全課での調査による損壊程度が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊（市が認める場合）※1」と判定を受けた家屋のうち、やむを得ない事由※2がある場合

※ 1 市が認める場合とは

- ・建物の四隅の傾きはないが、床が傾いている場合
- ・建物の四隅の傾きはないが、梁や柱の損傷が大きい場合
- ・建物の半分は全壊相当だが、残りの部分の被害が少ない場合

※ 2 やむを得ない事由とは  
介護老人福祉施設などに入所している場合（住所地特例）や海外赴任などの場合

## 【申請に必要なもの】

- (1)申請者が確認できるもの（運転免許証またはパスポートなど）
  - (2)り災證明書の写し（住宅のみ）
  - (3)解体する家屋の建物登記簿全部事項證明書（登記している場合）
  - (4)建物登記簿全部事項證明書に他の共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合や相続登記をされていない場合は全員からの同意書
  - (5)商業・法人登記簿謄本（法人の場合は中小企業者等）
  - (6)代理人の場合、委任状（所有者の印鑑證明書が必要）
  - (7)法人税、事業所得の申告書の写し（被災当時、事業活動を行っていることがわかるもの）
  - (8)その他申請内容を確認するために必要な書類

**【9月30日までに家屋の解体を始めた場合や解体が終了している場合】**  
被災家屋の解体処分の申請に必要な書類①～⑧のほかに次の⑨～⑪が必要です。

(9)施工業者との契約書または領収書  
(10)施工前（損壊状況がわかるもの）と施工後の写真  
(11)損壊家屋解体処分工事費用内訳書（市指定の様式に施工業者が作成）

したもの)  
※申請内容が適正と認められた場合は、市の基準単価に基づき算出した額を払い戻します。

**家屋の解体処分の  
対象範囲を拡大します**

村家範園の詩

東日本大震災では、市内で一万棟を超える住家に被害がありました。公共施設や商業施設、企業などを含めると、その数はさらに増えることが見込まれます。危険な家屋による二次的災害の防止と、産業振興、まちづくりを推進し、早期の生活再建を図るため、これまでの解体処分の対象範囲を拡大します。

これまで「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けた家屋で全部解体する個人住宅、分譲マンション、個人所有のアパートおよび貸家が対象でしたが、十月一日からの対象範囲の拡大により、中小企業者などが所有する店舗や事務所なども対象となりまし

また、これまで対象とならなかつた「半壊」の判定を受けて個人住宅なども、市が認めた場合は対象となります。詳しくは、お問い合わせください。



# 正職ノ 角田祥久 さん（松山地域）

角田祥久

長年、家屋を守ってきた  
屋根瓦の一日も早い復旧を

今回の震災でこれまで目にしたこともない街の光景に、言葉もありませんでした。ふるさとの美しい景観をつくってきた屋根瓦が、多くの家々で大きな被害を受けました。

以前は父と一緒に、同じ現場で仕事をしていましたが、一刻も早く応急修理をするために、二人で手分けをして屋根にシートを張つたり、瓦が落ちないように補修をして回りました。しかし、仮の補修では、風雨で壊れることもあるので、本修理までには何度も足を運んで様子を見なければいけません。震災以降は、天候の悪い日以外は休まずに現場を回っていますが、すべての修理が終わるのは三年ほどかかりそうです。長年ひいきにしていただいているお宅も順番を待つてもらっているので、今年の冬は雪が降ったとしても、雪降ろしをしてでも作業をする覚悟でいます。

松山地域は、伊達家の家臣茂庭家の城下町であつたこともあり、現在の街並みにも蔵をはじめとし

私の家は私で五代目ですが、祖父の代までは自宅の窯で瓦を焼いていたので、今でもその光景が思い出されます。時代とともに、瓦の製法も変わり、軽くて丈夫、そして、瓦の重なり方がうまく工夫されて耐震化が重視されました。光を取り入れるガラス瓦も利用されるようになり、これまでの瓦の重くて暗いイメージが変わつてきました。

屋根瓦は、何十年も家屋やそこに住んでいる人を風雨から守つてきた大切なものです。壊れた瓦を交換すれば、世代を越えて何年も住むことができます。

このようなどきだからこそ、利益を求めるだけではなく、なるべく早く復旧させ、少しでも復興の手助けとなるよう頑張つていきます。

て、当時の面影が残っています。瓦を使用した建物も多く残っています。瓦職人も何人もいたと聞いています。が、現在、市内で営んでいるのは私の店だけとなり、県内でも四十五社ほどです。